

# I 高齢者虐待とは

## 1 高齢者虐待の定義

高齢者虐待の定義は、1987年の高齢アメリカ人法の改正の際に初めて出てきました。これらの定義は法の執行目的ではなく、問題を明らかにするためのガイドラインとして法律の中に規定されたものです。近年、高齢者虐待はアメリカの州法によって定義されていますが、何をもって高齢者虐待などとするかに関して大きく異なっています。

しかし、広い意味においては、高齢者虐待には三つの基本的なカテゴリーがあり、①家庭内虐待、②施設内虐待、③自己放任または自虐に分類できるとされています。

「家庭内虐待」とは通常、高齢者と特別な関係にある者（配偶者、兄弟、子ども、友人、ケア提供者等）によって高齢者自身の家またはケア提供者の家において行使される、何らかの形によるひどい取り扱いのこととされています。

「施設内虐待」とは通常、高齢者の生活する施設において行われた場合をいい、虐待を行う人々は、通常、被害者に対し、法的に、または契約上、ケアと保護を提供する義務を負った者（有給のケア提供者、職員、専門職等）とされています。

「自己放任または自虐」は、高齢者自身による、自分の健康を損ねたり安全を脅かすような怠慢、または自虐的な振る舞いのことで、通常、身体的・精神的障害の結果、あるいは高齢者が社会的に孤立している場合によく起こるとされています。

※（出典）多々良紀夫 編「老人虐待～アメリカは老人の虐待にどう取り組んでいるか～」(筒井書房) 1994年発行

一方、日本において、「高齢者虐待防止法」ができるまでは、児童虐待や配偶者からの暴力のようにその対応のための法律がないため明確な定義がありませんでした。出会ったケースを虐待と判断するのは大変難しいものですが、これまで、一般的には以下のように理解されています。

「虐待とは、親族など主として高齢者と何らかの人間関係のあるものによって高齢者に加えられた行為で、高齢者の心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人権を侵害し、時に犯罪上の行為をいいます」、これは「高齢者虐待防止マニュアル」(高齢者処遇研究会編)における高齢者虐待の定義です。

ここで、具体的な虐待の種類と内容について平成15年11月に医療経済研究機構が、介護保険事業所、医療機関、保健所・保健センターを対象（抽出）として実施した「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(以下「全国調査」という。)において示されたものを基本として記述していきたいと思います。

## 全国調査の対象となった「高齢者虐待の例」

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	<p>暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる</li> <li>・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする／等</li> </ul>
心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる</li> <li>・怒鳴る、ののしる、悪口を言う</li> <li>・侮辱を込めて、子供のように扱う</li> <li>・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等</li> </ul>
性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する</li> <li>・キス、性器への接触、セックスを強要する／等</li> </ul>
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない</li> <li>・本人の自宅等を本人に無断で売却する</li> <li>・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。／等</li> </ul>
ネグレクト (介護・世話の 放棄・放任)	<p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている</li> <li>・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある</li> <li>・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる</li> <li>・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない／等</li> </ul>

※上記のほか、高齢者自身による、自分自身の健康や安全を損なうことになるような怠惰、不適切または自虐的な行為を「自己放任・自虐」として高齢者虐待の範疇に含めることが一般的なこととなっています。

## 2 高齢者虐待防止法

### (1) 高齢者虐待防止法の成立

高齢者虐待が顕在化して、深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、高齢者の虐待防止等に関する国などの責務、虐待を受けた高齢者の保護のための措置、家族など養護者の負担の軽減などを定め高齢者の虐待防

止や養護者への支援についての施策を促進し、高齢者の権利利益を擁護することなどを目的として、平成17年11月1日に議員立法により、いわゆる「高齢者虐待防止法」が成立しました。（法律条文は資料編 94p 参照）

## (2) 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義され（高齢者虐待防止法（以下特に法律名を明記しない限り同法を指します。）第2条第1項）、高齢者虐待を①養護者による虐待②養介護施設従事者等による虐待に分けています。

### ① 養護者による高齢者虐待

養護者とは高齢者を現に養護する者であって「養介護施設従事者以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

虐待とは次のように規定されています。

- ア **【身体的虐待】** 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること
- イ **【介護・世話の放棄・放任】** 高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること
- ウ **【心理的虐待】** 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- エ **【性的虐待】** 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- オ **【経済的虐待】** 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該財産上の利益を得ること

### ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待

高齢者の福祉・介護サービス業務に従事者による高齢者虐待の防止についても規定があります。高齢者虐待防止法規定されている施設等は次のとおりです。

- **【養介護施設】**
  - ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設を含む。）、有料老人ホーム
  - ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター
- **【養介護事業】**
  - ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
  - ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業
- **【養介護施設従事者等】**
  - ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務従事者

## 3 高齢者虐待の特徴

### (1) 高齢者虐待発見の困難性

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされており、また、児童虐待と同様に高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は速やかに通報しなければならない（または通報するよう努めなければならない）とされています。（第7条）

しかし、子どもの場合は、保育所・学校など外出する機会が多く、社会との接触が多いですが、高齢者は外出する機会が少なく、要介護状態であれば家庭内にいることが多いと思われ、潜在化しがちです。

虐待を受ける高齢者は、全国調査での高齢者本人と関係のある「担当ケアマネジャー」からの回答では、平均年齢81.6歳で多少とも介助を必要とする年齢層である後期高齢者が8割を占めており、性別については男性23.6%、女性76.2%で、要介護度では要介護3以上が51.4%となっています。

こうした人たちは、日常生活の世話や介護などを全面的に同居家族や親族に依存しており、不適切な扱いから自ら逃れる力や術をもっておらず、不適切な扱いが長く続いて慢性化している場合、無反応・無気力になってしまう傾向にあります。また、世間体を気にして隠すといった行動があることや、どこに相談したら良いか分からないなど、表面化しないことが考えられ発見には困難性が伴います。

また、認知症のある方は、言語的能力や思考力に障害があり、うまく意思表示ができないという問題があります。

### (2) 高齢者虐待の傾向と発生要因

#### ① 北海道の調査から捉えた高齢者虐待の傾向

平成16年3月～4月に介護現場で働いている職員を対象に高齢者虐待の発生状況などを調査した、北海道「高齢者虐待に関する調査」では、高齢者虐待の事例があったと答えた人は284人中、119人（42%）でした。（資料編 図表4 75p参照）

特に、相談機関である在宅介護支援センターでは72%と高い率を示しており、多くの相談がすでに寄せられています。（資料編 図表5 75p参照）

虐待の種類については、相談機関、居宅サービス事業所などの在宅系機関では、身体的、心理的、経済的、介護の放棄（ネグレクト）の割合が均衡していますが、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険3施設では心理的虐待が50%以上を占めています。（資料編 図表6 76p参照）

#### ② 国の調査から捉えた虐待の発生要因

平成15年に行われた全国調査では、有効回答総数6,698機関のうち2,865機関（42.8%）が虐待と考えられるケースがあったと答えています。

虐待の発生に影響があったと思われる要因については、「担当ケアマネジャー」からの回答としては「虐待者や高齢者の性格や人間関係上の問題」が多くあげられており、次いで「虐待者の介護疲れ」「高齢者本人の認知症による言動の混乱」など介護負担に関わる内容が続き、次いで「配

偶者や家族・親族の無関心]、「経済的困窮」の順となっています。

また、「保健所・保健センター」からの回答としては「虐待者の精神障害」「虐待者のアルコール依存」などがあげられています。

●横須賀市ではこれまでのケース（相談例）の蓄積により、これらを分析し、発生要因を次のように整理しています。

### 事例からみた発生要因

（横須賀市の相談例から）

被虐待者側の問題	虐待者側の問題	その他の問題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加齢やけがによる A D L（日常生活動作）の低下</li> <li>・ 過去からの虐待者との人間関係の悪さ、悪化</li> <li>・ 要介護状態</li> <li>・ 認知症の発症・悪化</li> <li>・ 判断能力の低下、金銭の管理能力の低下</li> <li>・ 収入が少ない</li> <li>・ 借金、浪費癖がある</li> <li>・ 性格</li> <li>・ 精神不安定な状態</li> <li>・ 整理整頓ができない</li> <li>・ 相談者がいない</li> <li>・ 他の疾病、障害など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ</li> <li>・ 介護負担による心身のストレス</li> <li>・ 金銭の管理能力がない</li> <li>・ ギャンブル癖</li> <li>・ 収入不安定、無職</li> <li>・ 借金、浪費癖がある</li> <li>・ アルコール依存</li> <li>・ 性格</li> <li>・ 相談者がいない</li> <li>・ 親族からの孤立</li> <li>・ 精神不安定、潔癖症</li> <li>・ 他の疾病、障害など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親族関係の悪さ、孤立</li> <li>・ 近隣、社会との関係の悪さ、孤立</li> <li>・ 家族の力関係の変化（主要人物の死亡など）</li> <li>・ 家屋の老朽化、不衛生</li> <li>・ 人通りの少ない環境</li> <li>・ 暴力の世代間・家族間連鎖</li> </ul>

### (3) 虐待者・被虐待者の特徴

全国調査における「担当ケアマネジャー」の回答においては、中心的な虐待者は「息子」(32.1%)で最も多く、次いで「息子の配偶者(嫁)」(20.6%)、「配偶者」(20.3%)の順となっており、調査した機関のいずれも「息子」という回答が最も多くなっています。

また、中心的な虐待者の年齢については、「担当ケアマネジャー」の回答では「40代～おおむね64歳程度」が64.4%、「おおむね65歳以上」が27.7%でした。性別では男性、女性がほぼ半数ずつとなっています。

虐待者と高齢者の接触時間については、「日中も含めて常時」、「日中以外は常時」と接触時間が長いケースが多いことがわかります。

また、虐待を受けている高齢者について、全国調査における状況は次のようになっています。



## ■年齢

平均81.6歳で、多少とも介助を必要とする年齢層である75歳以上の後期高齢者が8割を占めている。（「担当ケアマネジャー」の回答より）

## ■性別

男性が23.6% 女性が76.2% （「担当ケアマネジャー」の回答より）

## ■要介護度

回答者の区分により差が見られる。

- ・「担当ケアマネジャー」からの回答では、要介護1～4が各20%程度で、大きく分けると「要介護3以上」が51.4%、「要支援、要介護1、要介護2」が45.4%となっている。
- ・一方「在宅介護支援センター」、「都道府県設置保健所」、「政令市・中核市・特別区設置保健所」「市町村保健センター」からの回答では「介護保険未申請」「自立」の割合が他の機関での回答よりも比較的高く「都道府県設置保健所」では、21.6%が自立となっている。

## ■認知症高齢者の日常生活自立度

自立度Ⅱ\*以上が半数以上を占めたが、保健所、市町村保健センターでは、認知症なしが4割近くと他の機関に比べて高くなっており、把握している被虐待者の特性は機関別により異なっている。

※自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。  
自立度ランクが大きくなるほど症状が重くなる。

## ■同居人数

3人以上がおおむね半数以上（「担当ケアマネジャー」の回答より）

